

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 16 日現在

機関番号：12102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2015

課題番号：24720318

研究課題名(和文) 清代中期の制錢供給政策に関する財政史的研究 近代前夜の中国貨幣と国家

研究課題名(英文) Financial History Research about Monetary Politics in the Middle of Qing Dynasty:
Chinese Money and State just before the Modern Age

研究代表者

上田 裕之 (UEDA, Hiroyuki)

筑波大学・人文社会系・助教

研究者番号：70581586

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、清代中期の貨幣政策を財政史的に検討することである。本研究では、特に雍正年間(1723-1735)を中心に取り上げ、新出史料である『雍正朝内閣六科史書 戸科』から関係档案を徹底的に収集して分析を加え、当該時期の各省の錢価動向、西北・西南諸省の制錢鑄造論議、黄銅器皿の所有を禁じて強制的に収買する銅禁政策の展開について、政策史的方法によって考察を行った。また、乾隆年間の雲南省における銅の収買価格の推移とその財政的背景を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research was to study the monetary politics in the Middle of Qing era in the perspective of financial history. In this research, the silver-copper coins exchange rate in provinces, the discussion about copper coins cashing in the southwest and southeast provinces, and the brass prohibition policy in the Yongzheng era are studied by the method of policy process history. And I elucidated the transition of the official purchase price of Yunnan copper and its financial background in Qianlong Era.

研究分野：清朝史

キーワード：貨幣史 清朝 貨幣政策 銅錢 档案 銅禁政策 雲南省 鋳業史

1. 研究開始当初の背景

清代(1644-1912)中国の貨幣史は、専ら銀を用いる状況から銀錢併用制に移行し、その後、金融業者の発行した錢票や西洋の銀貨などを含めた雑種幣制に向かった。その前期(17世紀中葉~18世紀中葉)に、清朝の制錢供給が銅錢遣いを普及させる直接の推進力となったことは、黒田明伸『中華帝国の構造と世界経済』(名古屋大学出版会、1994年)によって明らかにされた。ただし、そのように清代貨幣史の鍵を握る当該政策について、清朝政府の論理に基づいた説明は十分になされていなかった。そこで私は大学院在籍時、制錢供給に関係する檔案史料を徹底的に収集して政策過程を復元し、清朝政府にとっていずれも切実な政策課題であった()経済安定、()財政負担軽減、()制錢受給者たる兵士の生計保護、()造幣権掌握を期す統治理念の貫徹、という4つの側面から多角的に検討することによって、当該政策を清朝支配の文脈に即して整合的に説明し、貨幣をめぐる清朝国家と中国社会との錯綜した相互関係を浮かび上がらせることに成功した。以上の研究成果は、博士学位論文「清代前期制錢供給政策史の研究」にまとめ、その後、新たに再構成して著書『清朝支配と貨幣政策』(汲古書院、2009年)として発表した。

ついで私は、続く清代中期(18世紀後半~19世紀前半)の制錢供給政策の検討に着手した。清代中期の貨幣については、納税手段である銀の対銅錢レートの高騰(銀貴錢賤)により納税負担が増大し社会不安が醸成されていたことが夙に指摘されている。そのような清朝支配を揺るがす貨幣史的新局面に際し、市場の貨幣に対して制錢供給以外にほとんど実効性のある介入手段をもたなかった清朝は、当該政策をどのように推進していたのであろうか。かかる問題については、当該時期の貨幣史に関する最新の研究成果である Lin, Man-Houng, *China Upside-down*. (Harvard University Press, 2006) もほとんど論及していない。そこで私は、平成22~23年度科学研究費補助金(研究活動スタート支援)の交付を受けて関係檔案の調査を開始し、台湾故宮博物院図書文献館所蔵『軍機処議覆檔』や『軍機処戸部檔』から当該政策に関する多数の史料を発見するなどの成果を挙げた。またそれと並行して、地方財政の観点を本格的に導入し、18世紀中葉における雲南省の銅生産に関して考察を行い、その成果を論文「洋銅から滇銅へ—清代辦銅制度の転換点をめぐって—」(『東洋史研究』70(4)、pp.31-60、2012年)にまとめた。

以上の過程において私は、清朝支配の実情に即して制錢供給政策を読み解くことが清代貨幣史の理解に不可欠であることを確信するとともに、とりわけ清朝中央や地方(各省)の財政的要因が清代前期の制錢供給政策を強く規定しており、一貫した視座のもとで

新たに清代中期を研究対象に加えるにはまず財政史的分析(上記の())から取りかかるのが最も合理的であると判断した。

2. 研究の目的

上述のような経緯から私は、本研究において、国内外の研究機関で収集した檔案史料の分析によって清朝の政策を内在的に理解する前著以来の視座・手法に基づいて、清代中期の制錢供給政策を財政史的観点から読み解くことを目指すに至ったのである。かかる本研究においては、清朝国家が必要な政策に取り組みながらも中国社会との複雑な相互関係のなかで予期せぬ貨幣史的展開に巻き込まれていった経緯を照らし出すことになると期待された。すなわち本研究は、近代における「衰亡」に接続すべく十分な事例研究の蓄積もないままに「統治の弛緩」の時代として概括されてきた近代前夜の清朝中期史像を根底から問い直すためのひとつの試みなのである。

3. 研究の方法

本研究の方法の特色は、関係檔案を徹底的に収集し一連の政策過程を復元するなかで個々の檔案に込められた檔案発信者の意図を解き明かしていく点、および、政策を外在的に評価するのではなく清朝支配の実情に即して徹底して内在的に理解する点である。日本の清代史研究において、檔案史料の重要性はかねてより指摘されており、檔案の利用自体は既に常識化している。ただ、中国・台湾の未刊行史料をも対象に関係檔案を丹念に抽出し立論している研究は乏しい。しかし、檔案は特定の政策形成の特定の段階を担った公文書である以上、政策過程全体のなかで当該檔案の位置づけを捉え返して、公文書ゆえの種々のバイアスを照射・除去する作業が常に必要となる。そこで本研究では、国内外の研究機関において可能な限り関係檔案を収集して、一連の政策過程を詳細に復元し、そのなかで個々の檔案が政策形成に果たした実質的な役割を検証する。そしてそれを、檔案発信者が背負っていた職務と照らし合わせることにより、表層的な文言とは必ずしも一致しない発信者の真意を浮かび上がらせる。そのような手法をとる本研究は、市場を主たる関心の対象とする従来の経済史研究とは基本的視座を異にしており、清朝支配を維持する上で不可避的に要請されたものとして当該政策を徹底して内在的に読み解くものとなる。そしてその成果は、事例研究の十分な蓄積を欠いたままに統治能力が失われ始めた時代として描かれてきた従来の清朝中期史像を鋭く相対化し、座視できない目前の政策課題に最大限善処しながらも否応なく新たな時代に巻き込まれていった清朝の実像を浮かび上がらせることになる。

4. 研究成果

(1)本研究は、その前提となる私の前著に対して寄せられた岸本美緒氏からのご批判（『歴史学研究』第 878 号、2011、に掲載された前著の書評）に応えることから開始された。前著では、雍正年間（1723-1735）の各省における制錢鑄造命令は、京師（北京）の錢貴対策の延長上において生み落とされ、京師の錢貴対策と一括して推進されたものであったが、政策意図は私鑄錢の排除にあり、各省で錢貴が既に発生しておりその対策として制錢鑄造が命じられたわけではないと結論した。ただ、各省の錢價に触れる既知の史料の再解釈を丹念に行うことがなかったため、やはり錢貴対策としてみるべきではないかというご批判を岸本氏よりいただいたのである。そこで雑誌論文「雍正の錢貴」はあったのか？」において、雍正年間の各省の錢價に言及する史料を、先行研究では取り扱われていなかったものを含めて徹底的に収集して詳細に検証した。その結果、確かに各省からは公定比價を上回る制錢の錢價が雍正帝のもとに報告されていたが、制錢鑄造命令の動機づけになるほど問題視されていたとはいえ、制錢鑄造のための黄銅器皿の強制買い上げを錢貴対策として正当化する政治手法に利用されたにとどまるとみるべきである、との見解に達した。以上の問題は必ずしも本研究の内容に直接包括されるものではないが、そもそも清代の貨幣政策について財政史的観点を中心に検討するのが妥当であるか否かという、本研究の拠って立つ前提を揺るがしかねない論点であり、何よりも優先して取り組まなければならないと判断した。

(2)次に、論文「清代乾隆中葉における雲南銅の収買價格」において、乾隆（1736-1795）中葉の雲南省における制錢鑄造の収支構造を俎上に上げた。乾隆 10 年代末、雲南省では銅の生産費用増大が顕著化し始めていた。その頃、雲南省の銅産は量的側面では最盛期に入るとともに、京局・他省への売却や自省の制錢鑄造という安定した供給先を得て、正規の王朝財政（正項財政）において雲南省に用意される名目価脚銀と雲南省が銅調達のために実際に支払った実質価脚銀との差額である銅息は十分に確保されるようになっていた。その一方で地方的収支部門（公項財政）に対する戸部の統制が強化されて、銅息は雲南省が自己裁量で柔軟に支出できるものではなく、巨額の余剰金を生むに至っていた。そこで乾隆 19 年に雲南省は、銅廠側に支払う実質価銀を純増させようとしたが、実質価銀と競合関係にある銅息を目減りさせることになるその提議は戸部の反対に遭い、乾隆帝の裁定によって辛うじて要請額の一半の増額が認められる結果となった。地

方的収支部門の収入源に乏しい雲南省のための避難措置ともいべき銅息は、戸部からみれば、規定に従い雲南省の地方行政経費に支出する以外に余剰があれば正規の王朝財政に返還されるべきものであったと考えられる。そこで雲南省は、余銅の実質価銀を純増させることは断念し、乾隆 20 年代に制錢の追加鑄造を急拡大させて、その実質鑄息を財源として余銅の実質価銀を増額していった。従前の制錢鑄造の実質鑄息は既に正規の王朝財政に組み込まれていたため、新たに追加鑄造を始めるしかなかった。かかる制錢鑄造は乾隆 31 年には鑄造定額全体の 4 割近くを占めるまでに増大し、その実質鑄息を財源として余銅の実質価銀は乾隆 21・27・33 年の 3 回にわたって増額された。他方、銅息は乾隆 20・22 年に計 100 万両もの余剰金を兵餉に供出した後、乾隆 27 年には司庫収蔵額に上限を定めて超過分を自動的に銅本に繰り込むこととした。如上の手法による余銅の実質価銀増額は、大規模な制錢の追加鑄造を条件とするものであって、そこにはおのずと限界があり、乾隆 30 年代には早くも頭打ちとなる。乾隆 31 年には、乾隆帝に即時裁可されて戸部の介入を免れたことにより、余銅の実質価銀の増額分の一部に銅息を充てることに成功したものの、銅息を利用した新規の実質価銀増額に道を開くことはなかったし、むしろ、実質価銀増額を目的として開始した追加鑄造の一部を停止させている点において、上述のような手法による余銅の実質価銀増額の限界を露呈するものといえる。

(3)次に、論文「清代雍正年間における銅禁政策と京局辦銅」において、新出史料の『雍正朝内閣六科史書 戸科』を活用して京局辦銅との関係を中心に銅禁政策の政策過程を再検証した。徳川幕府が施行した正徳新例によって長崎からの洋銅流入が減少したため、京局辦銅は康熙（1662-1722）末年から深刻な紅銅不足に直面した。一方で同時期に京師では錢貴が発生し、制錢供給の拡大が求められていた。康熙 55 年に開始された旧器皿・廢銅の収買は、小制錢の銷毀を惹起したこともあって、紅銅不足が一時的に緩和された康熙 58 年に停止された。しかし、紅銅不足は再び悪化して雍正初頭に京局辦銅は完全に行き詰まり、そこで雍正 2 年に旧器皿・廢銅の収買が再開された。ついで制錢銷毀を防止する見地から黄銅器皿の製造制限の強化が提言されると、雍正 4 年に、漢地全域において黄銅器皿製造の原則禁止に加えて黄銅器皿の収買を実施することが決定し、さらにそれが強化されて黄銅器皿の所有が原則禁止され、銅禁政策が成立するに至った。それは、漢地全域において錢貴が問題化していたことを意味するものではなく、雍正 2 年に再開された旧器皿・廢銅収買を拡張して京局の銅不足を解消しようとした措置に他ならなかった。雍正 2 年以降の銅器・廢銅収買は、滇

銅調達などによって京局辦銅が復調するまでの期間において京局の紅銅不足を補填する決定的な役割を果たした。このような銅器・廢銅収買を主導したのは、戸部ないし戸工両部であったと考えられる。他方、雍正帝は、当初は制錢の銷毀防止のために銅禁政策の厳格な遂行を命じ、やがて黄銅器皿を原材料として各省に制錢鑄造を行わせて各省に横溢している私鑄錢を駆逐しようとする目論み、督撫らを急き立てていった。その雍正帝が世を去ると、京局辦銅は既に完全に持ち直しており、もはや銅禁政策を必要とする者は存在せず、銅禁政策は廃止されるに至ったのである。

(4)次に、論文「清代雍正初頭における西北・西南諸省の開鑄論議」において、雍正初頭において西北・西南7省の制錢鑄造が模索されながら最終的に雲南省以外の6省の鑄造が見送られた経緯を跡づけた。それは当初、康熙末年から深刻化していた京師の錢貴への対策として着手されたものであり、京局辦銅と連結していない諸省の銅を用いて制錢を鑄造させ、京師からの制錢流出を抑制しようとしたものであった。しかし、戸部は早くから「急猝に辦理するの事に非ず」との認識を示し、京師の錢貴対策を重視する雍正帝もそれを全く問題にしなかった。中央と各省とのやり取りにおいては経費の節減が優先されるばかりで、京師の錢貴対策として扱われた様子もなく、加えて、公定レートを上回る錢価や雑多な銅錢の流通が報告されても何ら問題視されなかった。結局、もともと財政的動機から制錢鑄造の実施を要望していた雲南省の鑄造開始を認めただけに終わり、その雲南省についても、戸部が当初の指示に盛り込んでいた他省への制錢移送は戸部自らが覆して中止させた。

(5)次に、論文「清代雍正年間における銅禁政策と各省の反応」において、雍正年間に実施された銅禁政策について、各省の対応を中心に検討した。前述のように京局の銅不足に端を発した当該政策に対して、各省の初動は緩慢であり、すみやかに収買に着手した省はほとんどなかった。一方、雍正帝は、各省において制錢を供給して将来的に私鑄錢を排除する方針を固め、各省に対して黄銅器皿を原料とする制錢鑄造の開始を重ねて要求するようになっていった。それによってようやく各省の黄銅器皿収買の取り組みは実質化したものの、制錢鑄造額と自省の兵餉における制錢搭放割合との兼ね合い(兵餉の1割分という会計上キリのいい額の制錢を鑄造するだけの黄銅器皿が確保できていないこと)を理由に一部諸省が鑄造開始の先延ばしを申し出て、戸部もそれを問題視しない姿勢をみせたので、すかさず雍正帝は兵餉との兼ね合いにこだわらず制錢鑄造を開始するよう各省に命じた。それを受けて雍正7年以降、

9省の制錢鑄造が実施された。しかし、狭義の鑄造費用に含まれない雑費が各省の財政負担になっていたため、各省は制錢鑄造を忌避していたと考えられ、黄銅器皿を使い切ると各省は新たな銅材の確保を模索することもなくあっさり制錢鑄造を終了していった。結局、各省の制錢鑄造額は江蘇・浙江両省を除いて極めて小さなものにとどまり、雍正帝の死去にともない銅禁政策は停止された。

(6)総括

以上、本研究において発表した5本の論文の概要を述べた。当初は清代中期という中長期を研究の対象期間として設定していたが、5本中4本が雍正年間に関するものであり、乾隆年間以降について必ずしも大きな成果が得られなかったことは否めない。ただし、それは決して本研究が不十分な結果に終わったということではなく、むしろ、新出史料の『雍正朝内閣六科史書 戸科』から当初の予想をはるかに上回る関係史料を見だし、そこから多大な成果をあげることに成功したことを意味する。本研究によって、清代中期貨幣史の出発点に位置する雍正年間の貨幣政策に関する分析は、国内外の従来の研究を大きく上回る水準で、ほぼ完了した。当該時期の貨幣政策が市場への対応という図式のなかで単純に理解し得るものではなく、清朝という統治機構に内在する論理によって決定されていたことは、膨大な檔案史料の緻密な分析によって確実に立証された。

本研究の期間中に私は、足立啓二著『明清中国の經濟構造』(汲古書院、2012年)の書評を依頼されて『史学雑誌』124(4)(2015年)に寄稿し、また、『中国史学』に研究動向論文の執筆を依頼された。これは、前著から本研究に至る私の研究成果が学界において少なからず評価されていることを反映しているように思う。また、本研究の期間中には、王徳泰『清代前期錢幣制度形態研究』(中国社会科学出版社、2013年)や王宏斌『清代價值尺度 貨幣比價研究』(三聯出版、2015年)などの研究書が出版されたが、政策史的な手法と観点からの研究は依然としてなされておらず、私の研究成果は今後、国際的にも大きなインパクトを持ちうるものであると確信している。

現在、私は既に平成28~31年度科学研究費助成事業(若手研究(B))「清朝の漢地支配と雲南銅政の財政構造 生み落とされる「盛世」と「衰世」」の交付内定を受けている。これは、本研究において雍正年間に関する分析を完了するとともに乾隆年間の雲南銅政について足がかりを築いた本研究の延長線上にこそ可能となるテーマである。本研究の成果を基礎として、政策史・国家史的な視座に基づく独自の研究をより発展的に推進していきたい。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

(1) 上田 裕之 「清代雍正年間における銅禁政策と各省の反応」

『社会文化史学』59, pp.75-99, 2016-03

査読有

(2) 上田 裕之 「清代雍正初頭における西北・西南諸省の開鑄論議」

『歴史人類』45, pp.41-57, 2016-03

査読無

(3) 上田 裕之 「清代雍正年間における銅禁政策と京局辦銅」

『史学』85(4), pp.27-58, 2016-02

査読有

(4) 上田 裕之 「清代乾隆中葉における雲南銅の収買価格」

『社会文化史学』57, pp.31-60, 2014-03

査読有

(5) 上田 裕之 「「雍正の錢貴」はあったのか？」

『史境』65, pp.36-56, 2013-03

査読有

6. 研究組織

(1) 研究代表者

上田 裕之 (UEDA, Hiroyuki)

筑波大学・人文社会系・助教

研究者番号： 70581586